

信州やまなみ国スポ・全障スポ
安曇野市実行委員会
第1回宿泊衛生専門委員会



日時 令和8年2月6日（金） 午後1時30分～

会場 安曇野市役所3階 306 会議室

目 次

次第	P2
信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会専門委員会名簿	P3
信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会名簿	P5
○説明事項	
(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポの概要	P7
(2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催競技	P11
(3) 信州やまなみ国スポ・全障スポの開催に向けたスケジュール	P13
(4) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会設立趣意書	P14
(5) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則及び信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会専門委員会規程	P15
(6) 専門委員会への委任事項	P21
(7) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催推進総合計画	P22
○議事	
第1号議案 安曇野市宿泊基本計画(案)	P27
第2号議案 安曇野市医事・衛生基本計画(案)	P28
第3号議案 安曇野市医療救護対策要項(案)	P29
第4号議案 安曇野市感染症防疫対策要項(案)	P31
第5号議案 安曇野市食品衛生対策要項(案)	P32
第6号議案 安曇野市環境衛生対策要項(案)	P34
○参考資料	
(1) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催基本方針	P36
(2) 令和7年度事業計画及び収支予算	P37
(3) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会事務局規程	P39

次 第

1 開 会

2 事務局長(商工観光スポーツ部長)あいさつ

3 自己紹介

4 委嘱状交付

5 説明事項

- (1) 信州やまなみ国スポ・全障スポの概要について
- (2) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催競技について
- (3) 信州やまなみ国スポ・全障スポの開催に向けたスケジュールについて
- (4) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会設立趣意書について
- (5) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則及び信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会専門委員会規程について
- (6) 専門委員会への委任事項について
- (7) 信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催推進総合計画について
- (8) 先催県視察報告について

6 議長選出

7 議 事

- (1) 第1号議案 安曇野市宿泊基本計画(案)
- (2) 第2号議案 安曇野市医事・衛生基本計画(案)
- (3) 第3号議案 安曇野市医療救護対策要項(案)
- (4) 第4号議案 安曇野市感染症防疫対策要項(案)
- (5) 第5号議案 安曇野市食品衛生対策要項(案)
- (6) 第6号議案 安曇野市環境衛生対策要項(案)

8 その他

9 閉 会

信州やまなみ国スポ・全障スポ 安曇野市専門委員会 委員名簿

総務企画専門委員会

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職名	氏名
	委員長		安曇野市商工会	副会長	佐野 訓久
	副委員長		社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	鎌崎 孝善
1	委員	スポーツ団体	特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会	理事	丸山萬佐巳
2		学校	安曇野市校長会（三郷中学校）	中学校部会 会長	沓掛 隆
3		学校	長野県高等学校長会（長野県南安曇農業高等学校）	校長	井出 敦
4		経済・産業	安曇野市商工会	副会長	佐野 訓久
5		経済・産業	あづみ農業協同組合	総務開発事 業部長	栗原 裕
6		観光	一般社団法人安曇野市観光協会	副部長	北村 昌之
7		社会福祉	社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会	常務理事 兼事務局長	鎌崎 孝善
8		市民団体	安曇野市区長会	副会長	赤羽 孝明
9		市	秘書広報課	課長	高木 千史
10			地域づくり課	課長	児玉 敦子
11			障がい者支援課	課長	高橋 恵
12			農政課	課長	高山 英利
13			商工労政課	課長	山崎 岳志
14			観光課	課長	古畑 瑞恵
15			学校教育課	課長	上條 貴芳

競技式典専門委員会

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職名	氏名
	委員長		安曇野市スポーツ協会	理事	藤森 康友
	副委員長		安曇野市スポーツ推進委員会	委員	布山まゆみ
1	委員	スポーツ団体	安曇野市スポーツ推進委員会	委員	布山まゆみ
2		スポーツ団体	特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会	理事	藤森 康友
3		スポーツ団体	一般財団法人長野県バレーボール協会	加盟団体代 表委員	森 哲夫
4		スポーツ団体	長野県ウエイトリフティング協会	事務局長	金井 洋貴
5		スポーツ団体	安曇野・東筑バレーボール協会	理事長	森 哲夫 (兼務)
6		会場関係	ミズノ・安曇野市スポーツ協会・A&Sグループ	ANC7リーナ館長	御厨 保範
7		学校	安曇野中学校体育連盟（穂高西中学校）	中学校部会 副部長	宮澤 陽子
8		学校	長野県高等学校体育連盟（長野県上田高等学校）	バレーボール 専門委員長	中澤 健祥
9		市	学校教育課	課長	上條 貴芳
10		市(会場関係)	生涯学習課（穂高公民館）	課長	財津 達弥

宿泊衛生専門委員会

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職名	氏名
	委員長		一般社団法人安曇野市観光協会	事務局長	望月 淳利
	副委員長		一般社団法人安曇野市医師会	副会長	矢崎 吉純
1	委員	県	長野県松本保健福祉事務所	所長	長瀬 有紀
2		観光	一般社団法人安曇野市観光協会	事務局長	望月 淳利
3		医療・衛生	一般社団法人安曇野市医師会	副会長	矢崎 吉純
4		医療・衛生	安曇野市歯科医師会	副会長	飯嶋 康博
5		医療・衛生	安曇野薬剤師会	会長	横林 和彦
6		医療・衛生	公益社団法人長野県看護協会松本支部	副支部長	内山 慶一
7		市	環境課	課長	百瀬 正幸
8			健康推進課	課長	太田 雅史
9			健康支援課	課長	二木 正
10			観光課	課長	古畑 瑞恵

輸送交通専門委員会

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職名	氏名
	委員長		公益社団法人長野県バス協会中信地区担当 アルピコ交通株式会社	貸切バス営業担当部長	伊藤 岳伸
	副委員長		東日本旅客鉄道株式会社長野支社	豊科駅長	都竹 祐治
1	委員	県	長野県安曇野建設事務所	維持管理課長	宮下 修
2		県	長野県安曇野警察署	交通課長	村上 誠一
3		輸送	公益社団法人長野県バス協会中信地区担当 アルピコ交通株式会社	貸切バス営業担当部長	伊藤 岳伸
4		輸送	安曇野市タクシー運営協議会	会長	小岩井清志
5		輸送	東日本旅客鉄道株式会社長野支社	豊科駅長	都竹 祐治
6		消防・警備	安曇野市消防団	副団長	青柳 博和
7		消防・警備	松本広域消防局	警防課長	二村 勝彦
8		消防・警備	安曇野交通安全協会	安曇野支部長	山口 光江
9		市	政策経営課	課長	大月 敦史
10			地域づくり課	課長	児玉 敦子
11			維持管理課	課長	大澤 淳
12			危機管理課	課長	平尾 俊之

信州やまなみ国スポ・全障スポ

安曇野市実行委員会 委員名簿

【 会 長 】 1 名 【 副会長 】 5 名

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職名	氏名
1	会長	市	安曇野市	市長	中山 栄樹
2	副会長	市議会	安曇野市議会	議長	増田 望三郎
3	副会長	スポーツ団体	特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会	会長	赤羽 高明
4	副会長	経済・産業	安曇野市商工会	会長	高橋 秀生
5	副会長	市	安曇野市	副市長	
6	副会長	市	安曇野市教育委員会	教育長	橋渡 勝也

【 委員 】 35名

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職名	氏名
7	委員	市議会	安曇野市議会	副議長	中村 今朝子
8	委員	県	長野県松本地域振興局	局長	斎藤 政一郎
9	委員	県	長野県安曇野建設事務所	所長	林 春樹
10	委員	県	長野県松本保健福祉事務所	所長	長瀬 有紀
11	委員	県	長野県安曇野警察署	署長	佐藤 幸男
12	委員	スポーツ団体	安曇野市スポーツ推進委員会	会長	松田 久雄
13	委員	スポーツ団体	特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会	副会長	蓮井 昭夫
14	委員	スポーツ団体	特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会	副会長	務台 正直
15	委員	スポーツ団体	安曇野市スポーツ少年団	本部長	加々美 浩一
16	委員	スポーツ団体	一般財団法人長野県バレーボール協会	会長	船木 正也
17	委員	スポーツ団体	長野県ウエイトリフティング協会	会長	牛山 成剛
18	委員	スポーツ団体	長野県ダンススポーツ連盟	会長	百瀬 芳正
19	委員	スポーツ団体	安曇野・東筑バレーボール協会	会長	佐藤 鍊二
20	委員	スポーツ団体	安曇野市テコンドー協会	理事長	萩原 真
21	委員	会場関係	ミズノ・安曇野市スポーツ協会・A&Sグループ	代表	水野 明人
22	委員	学校	安曇野市校長会（三郷中学校）	会長	沓掛 隆
23	委員	学校	安曇野中学校体育連盟（三郷中学校）	会長	沓掛 隆
24	委員	学校	長野県高等学校長会（長野県豊科高等学校）	校長	小高 淳一
25	委員	学校	長野県高等学校体育連盟（長野県明科高等学校）	校長	齋藤 善治
26	委員	経済・産業	あづみ農業協同組合	代表理事 組合長	宮澤 清
27	委員	輸送	公益社団法人長野県バス協会中信地区担当 アルピコ交通株式会社	運輸事業 本部長	二條 宏昭
28	委員	輸送	安曇野市タクシー運営協議会	会長	小岩井清志

29	委員	輸送	東日本旅客鉄道株式会社長野支社	豊科駅長	都竹 祐治
30	委員	観光	一般社団法人安曇野市観光協会	会長	赤沼 健至
31	委員	医療・衛生	一般社団法人安曇野市医師会	会長	中島 美智子
32	委員	医療・衛生	安曇野市歯科医師会	会長	佐藤 光
33	委員	医療・衛生	安曇野薬剤師会	会長	横林 和彦
34	委員	医療・衛生	公益社団法人長野県看護協会	松本支部 福支部長	内山 慶一
35	委員	社会福祉	社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会	会長	坂内 不二男
36	委員	社会福祉	安曇野市身体障害者福祉協会	会長	丸山 近志
37	委員	社会福祉	安曇野聴覚障害者協会	会長	川角 卓
38	委員	消防・警備	安曇野市消防団	団長	高橋 稔
39	委員	消防・警備	松本広域消防局	局長	小島 康幸
40	委員	消防・警備	安曇野交通安全協会	会長	宮坂 英文
41	委員	市民団体	安曇野市区長会	会長	蓮井 昭夫

【 監 事 】 2 名

	区分	機関・団体名及び役職	氏名
42	監事	安曇野市代表監査委員	内川 博文
43	監事	安曇野市会計管理者	高橋 秀行

【 顧 問 】 2 名

	区分	機関・団体名及び役職	氏名
44	顧問	県議会	長野県議会議員
45	顧問	県議会	長野県議会議員

【 参 与 】 4 名

	区分	機関・団体名	役職名	氏名
46	参与	報道	信濃毎日新聞社安曇野支局	支局長
47	参与	報道	株式会社市民タイムス安曇野支社	支社長
48	参与	報道	あづみ野テレビ株式会社	社長
49	参与	報道	あづみ野エフエム放送株式会社	社長

事務局	商工観光スポーツ部スポーツ推進課
-----	------------------

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会の概要

1 大会概要

国民スポーツ大会(国スポ)※は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツの精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的として毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会(全障スポ)は、障がいのある選手が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障がい者スポーツの祭典です。

※国民体育大会は令和6年に佐賀県で開催された第78回大会以降、国民スポーツ大会に改称され、略称も国体から国スポ(こくすぽ)となりました。

2 主 催

・国民スポーツ大会

大会：公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県の3者
競技会：上記に各日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村を加えた5者

・全国障害者スポーツ大会

公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、市町村、その他の関係団体

3 開催時期

・国民スポーツ大会

開催時期：令和10年10月1日(日)～11日(水) 開催期間：11日間

・全国障害者スポーツ大会

開催時期：令和10年10月21日(土)～23日(月) 開催期間：3日間

4 大会名称、愛称、スローガン、マスコット

・開催年 令和10年(2028年)

・大会名称 第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会

・愛 称 信州やまなみ国スポ・全障スポ

・スローガン 行こう。それぞれの頂へ。

・マスコット 長野県PRキャラクター「アルクマ」

【マスコットとロゴデザイン】



5 実施予定競技

第 82 回国民スポーツ大会における実施予定競技

令和7年4月時点

区 分	競 技 名
正式競技(40 競技) 都道府県対抗で実施され、全正式競技の合計得点により、男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯が、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯が授与される。	[本大会] 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、ボクシング、<u>バレーボール</u>、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、<u>ウエイトリフティング</u>、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレ射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン [冬季大会] スキー、スケート、アイスホッケー
特別競技(1競技)	高等学校野球
公開競技(8競技) 競技の普及をはじめ、国民のスポーツ推進を図り、生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、正式競技以外に、全国レベルの大会の規模で実施する競技。	綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、<u>ダンススポーツ</u>
デモンストレーションスポーツ(20 競技) 地方スポーツの推進を図るため、生涯スポーツ社会の実現に寄与するという観点から、正式競技及び公開競技以外に、県内に居住している者を対象として実施する競技。	マレットゴルフ、少林寺拳法、スポーツウエルネス吹矢、チャレンジフェスティバル～小中学生のためのスポーツ体験交流会～、スマートフェンシング、森林セラピー、スポーツフェスティバル、<u>テコンドー</u>、囲碁ボール、駅伝、フロアホッケー、ボルダリング、日本拳法、飯綱町スポーツレクリエーション、ボッチャ、ヒップホップダンス、ニュースポーツイベント [冬季大会] 木ゾリ、カーリング、バイアスロン

第 27 回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

区 分		競 技 名
正式競技(14 競技) 「全国障害者スポーツ大会競技規則」に定められた個人競技及び団体競技で、団体競技は都道府県・指定都市対抗で実施される。	個人競技 (7競技)	陸上競技(身体・知的) 水泳(身体・知的) アーチェリー(身体) 卓球(身体・知的・精神) フライングディスク(身体・知的) ボウリング(知的) ボッチャ(身体)
	団体競技 (7競技)	バスケットボール(知的) 車いすバスケットボール(身体) ソフトボール(知的) ブラインドベースボール(身体) フットソフトボール(知的) <u>バレーボール(身体・知的・精神)</u> サッカー(知的)
オープン競技 広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、あらかじめ主催者間で協議し実施する競技。		(今後決定)

6 第 78 回佐賀国スポ・第 23 回全障スポ実績(延べ人数)

選手・監督数:国スポ 74,133 人・全障スポ 24,108 人 計 98,241 人
大会関係者数:国スポ 85,670 人・全障スポ 28,353 人 計 114,023 人
観覧者数:国スポ 349,574 人・全障スポ 25,555 人 計 375,129 人

(参考)

バレーボール(6人制・成年女子)佐賀市

選手・監督数 343人 大会関係者数 1,245人 観覧者数 12,304人
計 13,892人

ウエイトリフティング 有田町

選手・監督数 1,649人 大会関係者数 1,780人 観覧者数 3,475人
計 6,904人

バレーボール(身体) 佐賀市

選手・監督数 386人 大会関係者数 589人 観覧者数 1,586人
計 2,561人



信州やまなみ国スポ・全障スポ 競技会場地市町村



長野県国体キャラクター「アルケマ」
©長野県アルケマ

◆国スポ	正式競技（本大会）	: 37競技/28市町村・県外1市町
●国スポ	正式競技（冬季大会）	: 3競技/5市町村
▲国スポ	公開競技	: 8競技/7市町村
▼国スポ	デモンストレーションスポーツ	: 6競技/6市町村
■国スポ	特別競技	: 1競技/2市町村
◇全障スポ	正式競技	: 個人7競技・団体7競技/9市町村

長野市 ◆水泳 (競泳、飛込、水球、AS) ◆サッカー ◆体操(競技) ◆バスケットボール ◆ライフル射撃(CP) ◆ボウリング ●スケート (スピード、フィギュア) ■高等学校野球(硬式) ◇水泳 ◇ボウリング ◇バスケットボール ◇車いすバスケットボール
安曇野市 ◆バレーボール(6人制) ◆ウエイトリフティング ▲ダンススポーツ ◇バレーボール(身体)
松本市 【総合開・閉会式】 ◆陸上競技 ◆サッカー ◆テニス ◆バレーボール(6人制) ◆自転車(トラック) ◆軟式野球 ◆なぎなた ▲ゲートボール ▲エアロビク ◇陸上競技 ◇バレーボール(知的) ◇サッカー
塩尻市 ◆バドミントン ◆銃剣道 ▼スポーツウエルネス吹矢
辰野町 ◆クレ射撃
木曽町 ◆相撲
箕輪町 ◆フェンシング ▼スマートフェンシング
駒ヶ根市 ◆ホッケー
飯島町 ◆ホッケー
松川町 ▼森林セラピー
阿智村 ▼チャレンジフェスティバル

信濃町 ◆水泳(OWS)

中野市 ◆剣道

飯山市 ◆カヌー(スプリント) ●スキー

山ノ内町 ▲スポーツチャンバラ

須坂市 ◆体操(トランポリン)

池田町 ▼マレットゴルフ

白馬村 ▲パワーリフティング

大町市 ◆サッカー ◆バレーボール(6人制) ◆スポーツクライミング ◇バレーボール(精神)

長野市 ◆バスケットボール ◆ボウリング ◆ライフル射撃(CP) ◆水泳 ◆体操(競技) ◆バスケットボール ◆ライフル射撃(CP) ◆ボウリング ●スケート (スピード、フィギュア) ■高等学校野球(硬式) ◇水泳 ◇ボウリング ◇バスケットボール ◇車いすバスケットボール
--

飯山市 ◆カヌー(スプリント) ●スキー

山ノ内町 ▲スポーツチャンバラ

千曲市 ◆体操(新体操) ◆ハンドボール ◇ボッチャ
--

上田市 ◆ハンドボール ◆ソフトテニス ◆軟式野球 ◆ラグビーフットボール
--

東御市 ◆ボクシング ◆ハンドボール

軽井沢町 ◆ゴルフ ●アイスホッケー ▲パウンドテニス

小諸市 ◆レスリング

佐久市 ◆軟式野球 ◆柔道 ◆アーチェリー ◆空手道 ▲武術太極拳 ▼少林寺拳法 ◇アーチェリー
--

南牧村 ●スケート (ショートトラック)

茅野市 ◆軟式野球 ◇フライングディスク

下諏訪町 ◆ローイング ◆トライアスロン

岡谷市 ◆卓球 ◆トライアスロン ●アイスホッケー ▲綱引 ◇卓球

伊那市 ◆ソフトボール ◇ソフトボール ◇グランドソフトボール ◇フットソフトボール

飯田市 ◆バレーボール (ビーチバレーボール) ◆カヌー (スラローム、ワイルドウォーター)

高森町 ◆バレーボール (ビーチバレーボール) ◆カヌー (スラローム、ワイルドウォーター)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

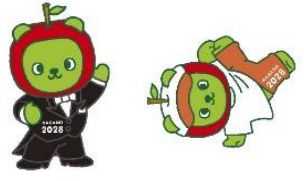
飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

飯田市 ◆弓道 ■高等学校野球(軟式)

(長野県準備委員会提供資料)

安曇野市開催競技及び開催施設

国民スポーツ大会 3競技

区 分	競技名	種別	開催施設及び会期
正式競技	バレーボール・6人制 	成年女子	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館) 令和10年10月7日(土) ～10日(火)
	ウエイトリフティング 	全種別	穂高総合体育館 令和10年10月2日(月) ～6日(金)
公開競技	ダンススポーツ 	全種別	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館) (会期調整中…)
デモンストレーションスポーツ	テコンドー (画像作成中…)		ANCアリーナ (安曇野市総合体育館) (会期調整中…)

全国障害者スポーツ大会 1競技

区 分	競技名	種別	開催施設及び会期
正式競技	バレーボール 	身体障害	ANCアリーナ (安曇野市総合体育館) (会期調整中…)

長野県PRキャラクター『アルクマ』

©長野県アルクマ

これまでの準備経過

※色付き部分は安曇野市関係分

年	月	内容
平成 28 年	6月	(公財)長野県体育協会が、2巡目国体招致要望書を長野県知事、長野県議会議長及び長野県教育委員会あてに提出
平成 29 年	3月	平成 29 年2月長野県議会において、「第 82 回国民体育大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	5月	長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事、(公財)長野県障がい者スポーツ協会常務理事が文部科学大臣あてに、第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)及び第 27 回全国障害者スポーツ大会開催要望書を提出
		長野県知事、長野県教育長、(公財)長野県体育協会専務理事が(公財)日本体育協会会長あてに、第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)開催要望書を提出
	7月	(公財)日本体育協会理事会において、長野県を 2027 年開催の第 82 回国民体育大会(本大会及び冬季大会)の開催申請書提出県として了解(開催内々定)
	12月	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
平成 30 年	7月	第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会市町村競技開催希望調査書を提出
令和元年	7月	長野県準備委員会から競技会場の内定通知 ・バレーボール(6人制)少年女子：安曇野市総合体育館 ・ウエイトリフティング(全種別)：三郷文化公園体育館
令和2年	10月	(公財)日本スポーツ協会から、長野県を令和 10 年(2028 年)開催の第 82 回国民スポーツ大会(冬季大会及び本大会)の開催申請書提出県として決定通知(1年延期し令和 10 年開催に変更)
	12月	長野県準備委員会が名称を「第 82 回国民体育大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」から「第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会」に改称
令和4年	7月	中央競技団体正規視察(バレーボール)
	11月	中央競技団体正規視察(ウエイトリフティング)
令和5年	6月	長野県準備委員会から公開競技会場の内定通知 ・ダンススポーツ(全種別)：安曇野市総合体育館
		長野県準備委員会からの競技会場の内定変更通知(種別変更) ・バレーボール(6人制)少年女子 ⇒ 成年女子
	7月	(公財)日本スポーツ協会の理事会において、令和 10 年の第 82 回国民スポーツ大会(冬季大会・本大会)の開催地として長野県が内定
令和6年	1月	中央競技団体正規視察(ウエイトリフティング)
	8月	長野県準備委員会から競技会場の内定変更通知(会場変更) ・ウエイトリフティング 三郷文化公園体育館 ⇒ 穂高総合体育館
	10月	第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会設立発起人会を開催
令和 7 年	2月	長野県準備委員会からデモスポ実施競技・会場地市町村の内定通知 ・テコンドー：安曇野市テコンドー協会、安曇野市総合体育館
	8月	信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会設立総会・第 1 回総会を開催

大会開催に向けたスケジュール

年 度	大会までの 主要日程	安曇野市の 準備組織 (実行委員会)	安曇野市 (庁内組織)
令和5年度	R5.7.20 大会開催内定		
令和6年度		R6.10.29 実行委員会設立 発起人会の発足	R6.4.1 スポーツ推進課に 国スポ担当配置
令和7年度 (3年前) 滋賀県 79 回国スポ 24 回全障スポ	日本スポ協・文科省 総合視察 R7.7.16 大会開催決定・会期決定 R7.8.25 県実行委員会の設置	R7.8.21 実行委員会の設置	R7.4.1 庁内推進本部の 設置 R7.4.1 国スポ・全障スポ 推進室設置 組織 拡大 実施本部 設置
令和8年度 (2年前) 青森県 80 回国スポ 25 回全障スポ	第 47 回北信越大会	○総会 ○各種専門委員会 随時開催	
令和9年度 (1年前) 宮崎県 81 回国スポ 26 回全障スポ			
令和 10 年度 (開催年) 長野県 82 回国スポ 27 回全障スポ			

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 安曇野市実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会(国スポ)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として、毎年開催される国内最大の国民スポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会(全障スポ)は、障がいのある方が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年開催される障がい者スポーツの全国的な祭典です。

昭和53年(1978年)の第33回大会「やまびこ国体」以来、50年ぶりとなる長野県での大会開催が令和5年(2023年)7月に内定し、本市では、バレーボールとウエイトリフティング、ダンススポーツが行われます。

第2次安曇野市スポーツ推進計画では、「笑顔あふれ活力みなぎる 健康スポーツ都市 安曇野」を将来像に掲げています。大会開催でトップアスリートの競技を身近で観戦することにより、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げる絶好の機会と捉えています。

また、障がい者への理解を深め、多様性を尊重し合う共生社会の実現に向けた大きな契機にもなるものと考えます。

さらに、安曇野市の豊かな自然や歴史、文化、食など様々な魅力を全国に向けて発信する機会でもあり、本市の目指す将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」の実現に向けて極めて有意義なものになることと期待しています。

このような意義ある両大会を成功させるために、市民・関係団体・行政が一丸となって、開催準備に取り組む必要があり、市民の総力を結集し、ここに各界の代表者の参画を得る中で「第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会安曇野市実行委員会」を設立するものであります。

令和6年10月29日

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会
安曇野市実行委員会設立発起人

安曇野市長	太田 寛
安曇野市議会議長	松枝 功
特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会会長	赤羽 高明
安曇野市商工会長	高橋 秀生
安曇野市副市長	中山 栄樹
安曇野市教育委員会教育長	橋渡 勝也

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和 10 年(2028 年)の第 82 回国民スポーツ大会及び第 27 回全国障害者スポーツ大会(信州やまなみ国スポ・全障スポ)において安曇野市で開催される競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び次に掲げる者のうちから会長が委嘱した者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 安曇野市を代表する者
- (2) 安曇野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 監事

(役員の選任)

第6条 会長は、安曇野市長をもって充てる。

2 副会長は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を行う。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱又は選任された日から実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ助言する。

4 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会開催の基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 収支予算及び収支決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置並びに専門委員会への委任事項に関すること。

(6) その他実行委員会の運営に係る重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めたときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(専門委員会)

第 12 条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、総会から委任された事項を調査、審議し、その結果を総会に報告しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、総会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員等」とあるのは、「専門委員」と読み替えるものとする。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第 13 条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(収支予算及び収支決算)

第 16 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決を経なければならない。

2 実行委員会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 19 条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、安曇野市に帰属するものとする。

附 則

1 この会則は、令和7年8月 21 日から施行する。

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 17 条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月 31 日までとする。

信州やまなみ国スポ・全障スポ 安曇野市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき、専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称並びに総会からの委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長

(2) 副委員長

2 委員長及び副委員長は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することはできない。ただし、委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

3 委員会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

5 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月 21 日から施行する。

別表(第2条関係)

委員会名	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 会場設営に関すること。 4 その他競技・式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防防災に関すること。 3 その他輸送及び交通に関すること。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会 専門委員会の設置

組織図



信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会 専門委員会への委任事項

総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 財務、広報、市民運動、歓迎、おもてなしに関すること。
- 3 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 4 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備及び消防防災に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催推進総合計画

本大会の成功に向け、市民や関係団体、行政が一丸となって開催準備を進め、安曇野市が目指す「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」の実現につながる大会となるよう、安曇野市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

円滑な大会運営を行うため、総合的な計画を立案し、施策の推進を図る。

(2) 財務

創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適正かつ効率的な運営を図る。

(3) 広報

大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を展開するとともに、安曇野市の豊かな自然や歴史、文化など多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが大会を身近に感じ、それぞれの立場で大会に関わることで、共に支え合う社会づくりにつなげる。

(5) 歓迎、おもてなし

選手、監督をはじめ、安曇野市を訪れる方々を温かくお迎えし、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供することで、絆・交流・活力の創出を図る。

(6) 競技

競技会の円滑な運営を図り、競技に必要な用具等については、既存のものを活用するなど必要最小限の整備に努める。

(7) 式典

簡素化、効率化を図りつつも、創意工夫をこらした温かみのある式典の運営に努める。

(8) 会場設営

「国民スポーツ大会開催基準要項」に定める施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、ユニバーサルな視点に立った会場設営に努める。

(9) 宿泊

県大会局や宿泊施設等と連携し、選手や監督をはじめ安曇野市を訪れる方々を温かく迎え、安心安全で快適な宿舎の確保に努める。

(10) 医事、衛生

すべての方々が清潔で快適な環境のもとで大会を開催するため、食品衛生や環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送、交通

安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備、消防防災

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

安曇野市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)は、別表のとおりとする。
なお、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

(別表)年度別業務一覧

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催推進総合年次計画【年度別業務】				
年度	令和7年度 (3年前)	令和8年度 (2年前)	令和9年度 (1年前)	令和10年度 (開催年)
主 要 行 事	日スポ協・文科省 総合視察 大会会期決定	第47回 北信越大会 長野県開催	国スポ リハーサル 大会開催	全障スポ リハーサル 大会開催
組 織	市	リハ大会実施本部設置	本大会実施本部設置	
	実 行 委 員 会	実行委員会設置 第1回総会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	実行委員会 第3回総会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	実行委員会 第4回総会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催
全 体 計 画	開催基本方針策定 開催推進総合計画策定			
	年次計画進行管理			
総 務 企 画 専 門 委 員 会	① 総 務 企 画	識別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項 作成 保険加入要項作成	実施本部運営手順書作成 リハ大会識別用品配布 リハ大会遺失物・拾得物取扱 リハ大会保険加入	本大会識別 用品配付 本大会遺失物 ・拾得物取扱 本大会保険加入
	② 財 務	企業協賛取扱要項作成	企業協賛募集・推進 リハ大会予算編成	本大会決算書作成 本大会運営交付金 申請手続
第 8 2 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会	③ 広 報	広報基本計画策定 広報啓発活動の推進、実行委員会ホームページ開設・運営	大会報告書編成方針検討 大会報告書編成	大会報告書作成
	④ 市 民 運 動	市民運動基本計画策定 花いっぱい運動実施計画作成 ボランティア募集要項作成	市民運動の推進、花いっぱい運動 ボランティア募集・養成 リハ大会ボランティア 業務計画作成	大会ボランティア 配置
最終総会・解散				
事業概要説明会開催				
大会決算書作成				
大会報告書配布				

⑤ 歓迎おもてなし	歓迎おもてなし基本計画策定	歓迎おもてなし実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	ガイドブック・マップ作成 歓迎装飾実施 リハ大会案内所・休憩所等設置運営 リハ大会売店設置運営	ガイドブック等配布 案内所・休憩所等設置運営 売店設置運営	
⑥ 競技	競技運営基本計画策定	競技別実施要項検討	競技別実施要項作成	プログラム作成・配布 組合せ抽選	
	競技用具整備計画(第1次)作成	第1次整備	第2次整備	競技用具最終整備	
	練習会場調査	第2次計画作成	最終計画作成	競技役員等委嘱	
	リハ大会開催基本計画策定	競技役員等編成、名簿・編成表作成 練習会場運営要項作成 リハ大会競技別実施要項作成 情報通信基本計画策定 公開競技・デモスポ競技実施要項検討	競技役員等編成決定 リハ大会プログラム作成・配布 情報通信実施要項作成 公開競技・デモスポ競技実施要項作成		
⑦ 式典	式典基本計画策定	競技別式典実施要項策定	リハ大会開始式表彰式実施	開始式表彰式実施	
⑧ 会場	会場設営基本計画策定	会場配置実施設計 リハ大会会場設営仕様書作成	本大会会場設営仕様書作成 リハ大会会場設営	会場設営	
	宿泊基本計画策定	仮配宿業務 弁当調達実施要項策定	宿泊要項策定 リハ大会弁当調達	宿泊申込受付 弁当調達	
⑩ 医事衛生	医事・衛生基本計画策定	医療救護対策要項作成 感染症防疫対策要項作成 食品衛生対策要項作成 環境衛生対策要項作成	競技別救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置計画 リハ大会救護所設置	救護所設置 医事衛生本部設置	
⑪ 輸送交通	輸送・交通基本計画策定	輸送・交通業務実施要項作成 リハ大会輸送計画作成 駐車場調査・確保	本大会輸送計画作成 リハ大会輸送 車両誘導計画作成	輸送交通本部設置	
⑫ 警備消防	警備・消防防災基本計画策定	警備・消防防災業務実施要項作成 リハ大会警備消防防災計画作成	警備消防防災計画作成 リハ大会警備消防防災本部設置	警備消防防災本部設置	

・ 第27回全国障害者スポーツ大会開催

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市宿泊基本計画(案)

1 目的

信州やまなみ国スポ・全障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者(以下「大会参加者」という。)を心のこもったおもてなしでお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、「信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設等と緊密に連携し、安心安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 参加者の宿舎は、原則として、市内の旅館等(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。)を利用する。
- イ 市内の旅館等で参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上、安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舎として利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町村の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と協議して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別、男女別を考慮して行う。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督の宿舎とは別にする。

(3) 宿泊料金

参加者の宿泊料金は、県及び旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、地元の食材や多彩な食文化を生かした郷土色豊かなものを提供する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市医事・衛生基本計画(案)

1 目的

信州やまなみ国スポ・全障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者(以下「参加者等」という。)の医事・衛生については、清潔で快適な環境のもとで十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催推進総合計画」に基づき、関係機関・団体等と緊密に連携のもと、食品衛生や環境衛生に配慮し、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

2 内容

(1) 医療救護

参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・団体等の協力を得て、宿泊及び食品取扱施設等の衛生管理体制を整えるとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市医療救護対策要項(案)

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市医事・衛生基本計画」に基づき、兩大会における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会(以下「市実行委員会」という。)は、長野県が設置した実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等(以下「の関係機関等」という。)の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、医薬品(ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。)、医療器具およびAED(自動体外式除細動器)等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急措置を行うほか、必要に応じて救急自動車の出動依頼を行い、医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実施本部に連絡する。

また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

(5) 医療費の負担

救護所での応急措置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) 安曇野市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護についても必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年〇月〇日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市防疫対策要項(案)

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市医事・衛生基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポにおける防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会は、長野県が設置した実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体(以下「関係機関等」という。)の協力を得て防疫対策を実施する。

3 防疫対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民、大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取組を奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合に、関係機関が連携して対応できるように、緊急時の連絡体制を整備する。また、安曇野市での流行状況を常に監視するとともに、大会参加者等へホームページ等を活用した情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)発生時の措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染の拡大防止に向けて関係機関等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年〇月〇日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市食品衛生対策要項(案)

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市医事・衛生基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポにおける食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会は、長野県が設置した実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体(以下「関係機関等」という。)の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品衛生の向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上に努める。

(3) 健康管理等

関係機関等の協力を得て、食品関係事業者に対し、食中毒の発生防止を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた保菌検査(検便)を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食(弁当を含む。)を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他実行委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、被害拡大を防止するため、

食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年〇月〇日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市環境衛生対策要項(案)

1 趣旨

この要項は、「信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市医事・衛生基本計画」に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポにおける環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会は、長野県が設置した実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関等の協力を得ながら、市民、大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関等と連携し、競技会場及び練習会場、駐車場等の衛生管理体制を確立し、清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関等と連携し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの持ち帰りの呼びかけやごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舍の衛生対策

宿舍の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舍及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるように努める。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

地域住民及び関係機関等の協力を得て、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

関係機関等と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努め、会場、宿舍等の周辺における動物の危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

必要に応じて会場等に喫煙所を設置し、受動喫煙防止対策を行う。

4 その他

(1) 安曇野市で開催する競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても必要に応じてこの要項を準用する。

(2) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年〇月〇日から施行する。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市開催基本方針

1 基本方針

第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会(信州やまなみ国スポ・全障スポ)では、市民や関係団体、行政が一丸となって開催準備を進めます。

両大会の成功はもとより、安曇野の豊かな自然や美しい景観、温泉などの良好な環境を活かし、全国から訪れる多くの人との交流や本市の魅力を発信する絶好の機会として記憶に残る大会を目指します。

また、両大会を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツの普及、促進に努めることで、地域の活力創造につなげ、本市スポーツ推進計画に掲げる「笑顔あふれ活力みなぎる 健康スポーツ都市 安曇野」の更なる推進を図りながら、本市の将来ビジョンである「自然、文化、産業が織りなす 共生の街 安曇野」の実現につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) スポーツで安曇野市を元気にする大会

スポーツを「する」「見る」ことからみんなが「楽しさ」「喜び」「感動」を共有することで、スポーツに関心を持ち、スポーツに親しみ、心身ともに健康づくりのきっかけとなる大会とします。

(2) 安曇野市の魅力を活かしスポーツによる絆・交流・活力を創出する大会

全国から訪れる多くの人を心のこもったおもてなしでお迎えし、交流の輪を広げ、絆・交流・活力を創出する大会とします。

(3) スポーツの振興を支える好循環を創出する大会

安曇野市の地元選手が育ち、指導者となって次世代の選手を育成するなど、将来にわたり安曇野市のスポーツ振興を支える好循環の形成に努めるとともに、子どもたちが夢や希望を未来へつなぐことができる大会とします。

(4) スポーツで共生社会づくりを加速する大会

障がいの有無にかかわらず、誰にでも「居場所」と「出番」があり、多様性を尊重する共生社会づくりを後押しする大会とします。

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会 令和7年度事業計画

令和7年度事業計画を次のとおりとし、競技会開催に向けた円滑な事業推進に努める。

1 会議の開催

- (1) 第1回総会の開催 令和7年8月 21 日 安曇野市役所4階 大会議室
- (2) 専門委員会の開催

2 各種計画の策定及び推進

- (1) 開催推進総合計画の策定と進行管理
- (2) 各種基本計画の策定
広報基本計画、市民運動基本計画、歓迎・おもてなし基本計画、
競技運営基本計画、式典基本計画、会場設営基本計画、リハーサル大会
開催基本計画、
宿泊基本計画、医事・衛生基本計画、
輸送交通基本計画、警備・消防防災基本計画

3 先催地の調査・情報収集

- (1) 国スポ・障スポ滋賀大会、リハーサル青森大会の視察調査
- (2) 国スポ・障スポ事業概要説明会(事後報告会)
令和7年 12 月から令和8年1月までの間に、競技開催自治体において開
催され、後催市町村を対象に競技開催経緯や経費、運営面の課題等につい
て説明がなされる。

4 広報啓発活動

- (1) 啓発物品の作製
- (2) 各種スポーツ大会等での啓発活動
- (3) 市ホームページ、市広報誌等を活用した情報発信

5 県実行(準備)委員会、競技共催市、競技団体、ほか関係機関との連絡調整

信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会
 令和7年度収支予算

収入の部 (単位:千円)

科 目	予算額	備 考
負担金	3,370	安曇野市負担金
合 計	3,370	

支出の部 (単位:千円)

科 目	予算額	備 考
総務経費	272	
会議費	72	総会等開催経費
事務局費	200	事務用消耗品費等
開催準備費	3,098	
調査費	590	先催地視察旅費等
広報啓発費	2,508	広報啓発物品作成費等
合 計	3,370	

信州やまなみ国スポ・全障スポ 安曇野市実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会会則(以下「会則」という。)第14条第2項の規定に基づき、信州やまなみ国スポ・全障スポ安曇野市実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、安曇野市商工観光スポーツ部スポーツ推進課国スポ・全障スポ推進室内に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局は、実行委員会の運営に関する事務を処理する。

(職員)

第4条 事務局に別表第1の左欄に掲げる職員を置き、同表の右欄に掲げる安曇野市職員をもって充てる。

2 前項の職員は、実行委員会会長(以下「会長」という。)が任免する。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局主任は、事務局次長を補佐し、事務局次長に事故があるとき又は事務局次長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(服務)

第6条 職員の服務については、安曇野市職員服務規程(平成17年安曇野市訓令第23号)の例による。

(決裁事項)

第7条 会長の決裁事項は、次のとおりとする。

(1) 総会の招集に関すること。

(2) 総会に付すべき事項に関すること。

(3) 実行委員会の委員等の委嘱・選任等に関すること。

(4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に重要であると認められる事項に関すること。

(専決事項)

第8条 事務局長及び事務局次長が専決できる事項は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要と認められる事項については、別に定める。

3 前2項の規定にかかわらず、特に異例と認められる事項については、あらかじめ会長の決裁を受けなければならない。

(代決)

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 事務局長が不在のときは、事務局次長がその事務を代決する。

(記号及び番号)

第10条 文書には、記号及び番号を付けるものとする。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 文書の記号は、「国障安実」とする。

3 文書の番号は、会計年度ごとの一連番号とする。

(文書)

第11条 文書の取扱いについては、安曇野市文書管理規程(平成17年安曇野市訓令第46号)の例による。

2 軽易な事案は、前項の規定にかかわらず、文書の余白を利用し、行うことができる。

3 会則第19条の規定により、実行委員会が解散したときは、保存文書を安曇野市へ引き継ぐものとする。

(公印)

第12条 実行委員会の公印は、別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局次長が管理する。

3 前2項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、安曇野市公印規則(平成17年安曇野市規則第8号)の例による。

(旅費)

第13条 職員が職務のために旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定による旅費の額については、原則として、安曇野市職員の旅費に関する条例(平成17年安曇野市条例第45号)の例による。

3 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が定めるところによる。

(費用弁償)

第14条 委員等が会務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。ただし、会則第10条に規定する会議の出席に要する経費については、この限りでない。

2 前項の規定において支給される費用弁償の額及びその支給方法については、原則として、安曇野市特別職の職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(平成17年安曇野市条例第38号)の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難いものについては、事務局長が定めるところによる。

(予算)

第15条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた事由に基づき、予算に変更を加える必要がある場合には、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第16条 事務局長は、毎会計年度終了後に、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第7条第3項の規定により、監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第17条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第18条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(その他財務に関する取扱い)

第19条 第14条から前条までに定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他の財務に関する事項は、安曇野市財務規則(平成17年安曇野市規則第39号)その他の安曇野市の財務に関する規則等の例による。

2 会計処理に関する帳票は、原則として、各種起票用紙(様式第1号、第2号・第3号)による。

(補則)

第20条 この規定に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年8月21日から施行する。

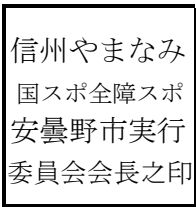
別表第1(第4条関係)

事務局長	安曇野市 商工観光スポーツ部長
事務局次長	安曇野市 商工観光スポーツ部 スポーツ推進課長
事務局主任	安曇野市 商工観光スポーツ部 スポーツ推進課 国スポ・全障スポ推進室長
事務局職員	安曇野市 商工観光スポーツ部 スポーツ推進課 国スポ・全障スポ推進室員

別表第2(第8条関係)

事 項	事務局長 専決事項	事務局次長 専決事項
1 申請、照会、報告、通知等に関する事。	重要なもの	○
2 職員の事務の分担に関する事。		○
3 国内旅行を命令し、復命を受ける事。	実行委員等及び 事務局次長	○
4 予算の流用に関する事。	50万円を超え 100万円以下の もの	50万円以下 のもの
5 収入調定、支出命令に関する事。		○
6 工事又は製造の請負、物品の購入、賃貸 借、修繕及び業務委託に関する事。	100万円以上 2,000万円未満	100万円未満
7 6以外の契約等に関する事。	重要なもの	○
8 刊行物の発行に関する事。	特に重要なもの	○

別表第3(第13条関係)

公印の名称	書体	寸法 (方ミリ)	使用区分
 信州やまなみ 国スポ全障スポ 安曇野市実行 委員会会長之印	楷書	24	会長名で発する文 書

様式第1号(第20条関係)

収 入 票

信州やまなみ国スポ・全障スポ 安曇野市実行委員会

会長	副会長	事務局長	事務次長	事務局主任	事務局員	起票

予 算 科 目			
収入額(円)		入 金 方 法	
起 票 日		入 金 日	
収 入 先			
収 入 内 容			

様式第2号(第20条関係)

支 出 票

信州やまなみ国スポ・全障スポ 安曇野市実行委員会

会長	副会長	事務局長	事務次長	事務局主任	事務局員	起票

予 算 科 目			
支出額 (円)		支 出 方 法	
起 票 日		支 出 日	
支 出 先			
支 出 内 容			

様式第3号(第20条関係)

予 算 流 用 票

信州やまなみ国スポ・全障スポ 安曇野市実行委員会

会長	副会長	事務局長	事務次長	事務局主任	事務局員	起票

起票日	年 月 日			
流 用 減			流 用 増	
年 度			年 度	
科 目	款 項 目		科 目	款 項 目
流 用 金 額			流 用 金 額	
予 算 残 額			予 算 残 額	
差引予算残額			差引予算残額	
摘 要				